

高砂市国民健康保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づく国民健康保険料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 条例第27条第1項の表の第1号の「災害等によって生活が著しく困難となった者」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯主又は世帯に属する被保険者が居住する家屋に著しい損害を被った者とする。

2 条例第27条第1項の表の第4号の「退職又は失業等のため著しく所得が減少したと認められる者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 雇用保険法第13条に規定する基本手当の支給を受けている者(所定の手続をしていない失業中の者も含む。)
- (2) 国、都道府県及び市町村の職員であった者並びに民間企業に勤務していた雇用保険法の適用がない者で退職後無職である者
- (3) 前年中又は賦課期日後に退職した者で再就職後の収入額が退職前と比較して60%以下に減少した者
- (4) 事業経営者であった者で事業の閉鎖、倒産、一時休業(1年以上)等により無職である者

(減免基準)

第3条 条例第27条第1項の規定により保険料を減免する場合の減免額、適用期間は、別表1及び別表2の定めるところとする。この場合において、同一人が同時に2以上の減免事由に該当するときは、減免額の多い規定を適用する。

2 条例第27条第2項の規定により保険料を減免する場合の減免額は、別表3の定めるところとする。

3 条例第27条第3項の「公益その他の理由により特に必要があると認められる者」とは、おおむね次表の左欄に掲げる者とし、それぞれ同表の右欄に掲げるところにより算定した額を減免額とする。

減 免 対 象 者	減 免 額
(1) 自己又は親族(民法第725条)の債務(ただし、いわゆる浪費生活による債務は、除く。)返済のために前年中に分離譲渡所得(特別控除後の譲渡所得)を有した者	〔債務返済額が譲渡所得金額を超える場合〕 譲渡所得金額に係る所得割額に相当する額 〔債務返済額が譲渡所得金額を超えない場合〕 債務返済額に係る所得割額に相当する額
(2) 少年院、刑務所その他これらに準じる施設に収容又は拘禁された者 (法第59条関係)	当該施設に収容又は拘禁された期間に係る保険料の全額

(減免対象者の所得制限)

第4条 条例第27条第1項の表の減免を受ける欄に掲げる者のうち第4号に該当するものにあつては、その者の前年の総所得金額が 600万円を超えるときは、同表の適用はないものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)					
適用条項	要件	損害の程度	減免割合	減免額と期間	必要書類 (補足)
(1) 条例第 27 条 1 項 1 号	地震	全壊	10割	事由発生後 (年度内) に到来する納期分の保険料のうち、減免割合に相当する額	被災 (り災・火災) 証明書
		半壊・大規模半壊	5割		
	水害	全壊	10割		
		床上浸水・半壊・大規模半壊	5割		
	風害	全壊	10割		
		半壊・大規模半壊	5割		
	火災	全焼	10割		
		半焼	5割		
その他	7割以上	10割			
	2割以上 7割未満	5割			
別表 2 (第 3 条関係)					
適用条項	要件		減免額と期間		必要書類 (補足)
(2) 条例第 27 条 1 項 2 号	死亡	納付義務者の死亡により相続人において納付が著しく困難であると認められる者	事由発生後に到来する納期分の保険料の全額		
(3) 条例第 27 条 1 項 3 号	生保	貧困のため公私の扶助を受けることとなった者	事由発生後に到来する納期分の保険料の全額		保護証明書
(4) 条例第 27 条 1 項 4 号	所得減少	前年と比較し今年度の給与収入が激減したと認められる者 (就業者)	申請日以後に到来する納期分の保険料のうち、市民税の減免率を適用した場合における所得割額に相当する額		確定申告書 (控)、源泉徴収票等・給与証明書 (直近 3 箇月分)・申立書兼誓約書
		退職または失業等のため著しく所得が減少したと認められる者 (無職)	申請日以後に到来する納期分の保険料のうち、市民税の減免率を適用した場合における所得割額に相当する額		[給与] 雇用保険受給資格者証・職業訓練受講指示書・申立書兼誓約書 [事業・営業] 廃業届

別表3（第3条関係）

適用条項	要件		減免額と期間	必要書類（補足）
(5) 条例第27条2項	旧被扶養者		減免事由が生じた日の属する月から事由が消滅した日の属する月の前月までの月数における、所得割額の全額	
		軽減非該当世帯の旧被扶養者	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割	
		2割軽減該当世帯の旧被扶養者	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、軽減前の均等割額の3割	
		軽減非該当かつ旧被扶養者のみで構成されている世帯	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、平等割額の5割	
		2割軽減該当かつ旧被扶養者のみで構成されている世帯	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、軽減前の平等割額の3割	
		軽減非該当かつ旧被扶養者のみで構成されている特定継続世帯	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の平等割額の2.5割	
		2割軽減該当かつ旧被扶養者のみで構成されている特定継続世帯	減免事由が生じた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の平等割額の1割	

減免処理基準

減免処理については、次に定める基準とする。

- (1) 特別徴収及び併用徴収の方法により保険料を徴収されている者の減免の額は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者との公平性を考慮し、普通徴収の減免の額を準用する。
- (2) 別表1(3条関係)の減免申請ができる期間は、事由発生日より1年間とする。
- (3) 保険料の減免を受けた方で、その後、減免理由が消滅した場合は、すみやかにその旨を届け出ることとする。